

自衛隊員の武器の使用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年七月九日

水野賢一

参議院議長 山崎正昭殿



## 自衛隊員の武器の使用に関する質問主意書

一 自衛隊の活動に関して政府は「武力の行使」と「武器の使用」を分けて説明しているが、「武器の使用」の定義は何か。

二 銃器の場合、実際の発砲はせずとも銃口を向けることや銃器の存在を示して威圧することも「武器の使用」に含まれるのか。

三 海外に派遣された自衛隊員が武器を使用した例はあるか。

四 海外に派遣された自衛隊員が、意図したわけではないが結果として武器を使用してしまった例（例えば誤射など）はあるか。

五 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律においては正当防衛、緊急避難の場合以外にも一定の場合には船体射撃・危害射撃を容認しているが、その他の法律で自衛隊員が正当防衛、緊急避難以外の場合に危害射撃を行うことを容認しているものを全て示されたい。

右質問する。

